

# 小野市職員募集案内

あなたの夢はここにある

新しい自分をデザインしよう



採用時期

令和7年4月

令和7年

1~4月(応相談)

事務職(社会人経験者)

建築職(新卒)

建築職(社会人経験者)

建築職(管理監督職経験者)

募集職種

事務職(社会人経験者)

建築職(新卒・社会人経験者・管理監督職経験者)

募集期間

9/26(木)~10/14(月)



受験申し込みはWebで!

## 1 採用予定人数、受験資格等

採用時期	職種	採用 予定人数	受験資格
令和7年1月 ～令和7年4月 までの間 (応相談)	建築職 (社会人経験者)	1名程度	次のすべての要件を満たす方 (1) 平成4年4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法による4年制大学・短期大学・高等専門学校・高等学校又は専修学校で、建築職に必要な専門課程を修了した方 (3) 民間企業や官公庁などにおいて建築の設計、施工管理等の職務経験が2年以上(令和6年12月末現在)ある方
	建築職 (管理監督職 経験者)		次のすべての要件を満たす方 (1) 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方 (2) 学校教育法による4年制大学・短期大学・高等専門学校・高等学校又は専修学校で、建築職に必要な専門課程を修了した方 (3) 民間企業や官公庁などにおいて建築の設計、施工管理等の職務経験が5年以上(令和6年12月末現在)かつ管理監督職経験がある方
令和7年4月	事務職 (社会人経験者)	2名程度	次のすべての要件を満たす方 (1) 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 民間企業や官公庁などにおいて職務経験が2年以上(令和7年3月末現在)ある方
	建築職 (新卒)	1名程度	次のすべての要件を満たす方 (1) 平成12年4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法による4年制大学・短期大学・高等専門学校又は専修学校で、建築職に必要な専門課程を修了又は令和7年3月末までに同課程を修了見込みの方

(注意) 地方公務員法第16条(欠格条項)のいずれかに該当する人は受験できません。

### 地方公務員法第16条(欠格条項)【抜粋】

次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 受付期間、受験手続

- (1) 受付期間 令和6年9月26日(木)から10月14日(月)
- (2) 申込方法 専用Webサイトから申込(書類での申込は受付けておりません。)
  - 申込手続きは「おのしオンライン手続きサイト」から行ってください。
  - URL <https://lgpos.task-asp.net/cu/282189/ea/residents/portal/home>
  - ・手続きには、利用者情報の登録が必要ですので、「新規登録」からサイトの案内にしたがって、登録を完了させてください。
  - ・利用者情報の登録後、ログインして「手続き一覧(個人向け)」のメニューから「職員採用試験 申込」を選択し、申込内容を入力してください。
  - ・正常に申込が完了したら、登録されたメールアドレス宛に受付確認メールが届きますので、必ず受信を確認してください。

- (3) 注意事項・連絡事項は電子メールで送信しますので、次のメールが受信できるようメールフィルタ機能等の設定を行ってください。

no-reply@city.ono.hyogo.jp 及び jinji@city.ono.hyogo.jp

- ・申込が完了後、10月15日(火)以降に受験番号を記載した電子メールを送信します。受験番号は試験に必要となりますので、大切に保管してください。

### 3 第1次試験

- (1) 試験日 令和6年10月26日(土)

- (2) 試験会場 小野市役所

- (3) 試験当日に持参するもの

〈共通〉

- ・受験番号が確認できる書類(電子メールを印刷したもの等)
- ・筆記用具(HB以上の濃い鉛筆、消しゴム、黒ボールペン)

- (4) 試験内容

区分	科目	時間	内容及び出題分野
事務職 ・ 建築職 (社会人経験者) ・ 建築職 (管理監督職経験者)	職務基礎力試験	60分	時事、社会及び人文等に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題
	適性検査	30分	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの及び職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面からみるもの
	論文など	100分	当日提示するテーマに沿った文章作成力をみるもの
建築職 (新卒)	専門試験 建築	120分	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工(大学卒・高専卒程度)
	適性検査	30分	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの及び職場への適応性を職務や対人関係に関する性格の面からみるもの

- (5) 試験結果 市役所前の掲示板・ホームページで公告するとともに、受験者へ通知します。

### 4 第2次試験

- (1) 試験内容、試験日、会場

試験内容	試験日	会場
面接試験、作文	令和6年11月23日(土)	小野市役所

(注意) 作文は、建築職(新卒)を対象に実施します。

なお、試験日時等詳細については、第1次試験合格者に対して別途通知します。

- (2) 試験結果 市役所前の掲示板・ホームページで公告するとともに、受験者へ通知します。

- (3) 提出書類

第1次試験を合格した方は、第2次試験の際に下記の書類を提出していただきます。

- ・最終学校(大学、高校など)の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ・最終学校(大学、高校など)の成績証明書

### 5 採用日等

【建築職(社会人経験者・管理監督職経験者)】

最終合格者は、令和7年1月1日から令和7年4月1日までの間で採用時期の相談が可能です。

【事務職(社会人経験者)・建築職(新卒)】

最終合格者は、令和7年4月1日付けで採用する予定です。

ただし、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合や、受験資格が無いことが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。

## 6 給与

小野市一般職の職員の給与に関する条例及び規則に定めるところにより、給料、諸手当が支給されます。初任給は、採用時の最終学歴及び民間企業等の職務経験年数により決定します。現行の標準的な初任給月額、次のとおりです。

### (1) 初任給

(令和6年4月1日現在)

初任給月額		備考
大学卒	202,400円	新卒(社会人経験なし)
高专卒	187,300円	
25歳	214,400円程度	4年制大学を卒業後、民間企業等における職務経験を3年有する場合
30歳	246,400円程度	4年制大学を卒業後、民間企業等における職務経験を8年有する場合
35歳	267,600円程度	4年制大学を卒業後、民間企業等における職務経験を13年(うち管理監督職経験1年)有する場合
45歳	355,700円程度	4年制大学を卒業後、民間企業等における職務経験を23年(うち管理監督職経験11年)有する場合

(注意) 採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

### (2) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等  
 ※令和6年度期末・勤勉手当支給率:4.5月(採用後、最初に支給される期末・勤勉手当については勤続期間に応じて一部割落としがあります。)

## 採用後の年収イメージ

### 例: 建築職(新卒)

23歳(採用2年目) 4年制大学卒業、賃貸住宅(家賃:7万円)に居住し、自動車通勤(片道8km)。

【月額】基本給:206,600円、住居手当:28,000円、通勤手当:4,200円

【賞与(期末勤勉手当(6月・12月支給))] 年間:929,700円 年間収入:3,795,300円

### 例: 事務職・建築職(社会人経験者)

31歳(採用2年目) 4年制大学卒業、民間企業正社員経験8年、配偶者と未就学児の子供2人扶養、賃貸住宅(家賃:7万円)に居住し、自動車通勤(片道8km)。

【月額】基本給:250,900円、扶養手当:26,500円、住居手当:28,000円、通勤手当:4,200円

【賞与(期末勤勉手当(6月・12月支給))] 年間:1,193,975円 年間収入:4,909,175円

### 例: 建築職(管理監督職経験者)

46歳(採用2年目、係長として勤務) 4年制大学卒業、民間企業正社員経験23年(うち、管理監督職経験11年)、配偶者と高校生の子供2人扶養、賃貸住宅(家賃:7万円)に居住し、自動車通勤(片道8km)。

【月額】基本給:358,500円、扶養手当36,500円、住居手当:28,000円、通勤手当:4,200円

【賞与(期末勤勉手当(6月・12月支給))] 年間:1,702,675円 年間収入:6,829,075円

## 7 その他

- (1) 受験に際しての提出書類は返却しません。
- (2) 試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。変更があった場合は、小野市ホームページでお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

## 8 問合せ先

小野市役所 総務部総務課人事係(小野市役所5階)  
 〒675-1380 小野市中島町531  
 TEL0794-63-3615(直通)  
 メールアドレス jinji@city.ono.hyogo.jp

先輩メッセージは  
 こちらから ⇒

